

## 国立大学法人岐阜大学寄附金受入規程

平成16年4月1日

岐阜大学規則第114号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岐阜大学（以下「本学」という。）における寄附金の受入れに関し必要な事項を定め、寄附金の適正な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- 一 「部局等」とは、各学部（教育学部にあつては附属学校を除く。）、各研究科、図書館、岐阜大学学則第9条から第11条までに掲げる組織、医学部附属病院、学部附属の学校、各機構、グローバル推進本部、情報連携統括本部及び大学本部各部をいう。
- 二 「部局等の長」とは、前号に規定する部局等の長（大学本部各部の長を除く。）をいう。

(寄附金の申込手続)

第3条 部局等の長（大学本部各部にあつては、担当理事。以下同じ。）は、寄附金の申込者（以下「寄附者」という。）から寄附の申込があつたときはその寄附目的及び寄附条件が本学の事務・事業に支障がないと認められるものについては、寄附申込書（別紙様式第1号）を提出させるものとする。

2 教員等は、外部機関から個人あてに職務上の教育研究に対する助成金等を受領した場合は、前項と同様に寄附申込書を提出しなければならない。

(寄附金の使途の特定)

第4条 次の各号に掲げる条件以外の条件が附されているものは、寄附金として受入れることができないものとする。

- 一 学生又は生徒に貸与又は給与する学資
- 二 学生又は生徒に貸与又は給与する図書、機械、器具及び標本等の購入費
- 三 学術研究に要する経費
- 四 前各号に掲げるもののほか、教育研究の奨励を目的とする経費

(寄附金の受入決定)

第5条 部局等の長は、寄附金を受入れようとするときは、当該部局等の教授会、医学部附属病院の科長会議又はこれらに準ずる委員会に諮るものとする。

2 寄附金の受入れの決定は、第3項に規定するものを除き、部局等の長の専決とする。

3 受入れしようとする寄附金が、本学における寄附講座及び寄附研究部門の設置に係る経費で、別に定める国立大学法人岐阜大学寄附講座及び寄附研究部門規程第6条の規定に基づく設置の決定があつたとき、当該寄附金の受入れの決定があつたものとする。

(納付の手続き)

第6条 部局等の長は、第5条第2項及び第3項の規定により寄附金の受入れを決定したときは、経理課長に寄附金受入決定報告書（別紙様式第2号）により通知しなければならない。

2 経理課長は、前項に規定する通知があつたときは、直ちに当該寄附金の納付手続きを

取るものとする。

3 出納担当は、寄附金の入金があったときは、予算管理担当に通知するものとする。

4 予算管理担当は、前項の通知を受けたときは、予算責任者に対し速やかに予算を配分するものとする。

(寄附金の保管)

第7条 出納担当は、寄附金を出納保管するときは、本学の取引金融機関に預託し保管しなければならない。

(寄附金の使途変更等)

第8条 部局等の長は、寄付金の使途を変更し、又は他の国立大学法人等へ移換えの必要が生じたときは寄附者の了解を得た上で、寄附金使途変更申請書(別紙様式第3号)を学長に提出するものとする。

2 学長は、前項に規定する使途変更を承認したときは、寄附金使途変更承認通知書を当該部局等の長に送付するものとする。

(礼状の送付)

第9条 学長は、寄附金が納付されたときは、礼状を寄附者に送付するものとする。

(適用除外)

第9条の2 本学は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を申込者に対して適用しないことができる。

一 地方公共団体

二 その他、学長が適当と認める者

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成25年6月19日から施行する。

附 則  
この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則  
この規程は、平成31年1月1日から施行する。

平成 年 月 日

国立大学法人岐阜大学長 殿

寄附者 氏名

住 所

氏 名

印

（組織にあつては、組織名及び職・氏名をお願いします。）

下記のとおり寄附します。

記

1 寄附金額 〇〇〇, 〇〇〇 円

2 寄附の目的及び条件

目 的 岐阜大学における〇〇〇〇〇

条 件

3 寄附金の名称

岐阜大学奨学寄附金

4 その他（主たる寄附金対象部局等）

（例えば） \* 内容は適宜変更してください。

学部

学科・講座・診療科

寄附金受入決定報告書

（単位：円）

寄附金の名称	主たる寄附金 対象部局等	寄附者の住所及び氏名 （法人の場合は、法人名、 主たる事業所の所在地及 び代表者名）	寄附金額	寄附の目的 及び条件	備考

上記のとおり奨学寄附金の受入れを決定したので報告します。

受入決定年月日：平成 年 月 日

経理課長 殿

部局等の長名

寄附金使途変更申請書

平成 年 月 日

国立大学法人岐阜大学長 殿

部局等の長名

印

寄附金の使途を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

- 1 寄附金の名称及び寄附受入月日
- 2 寄附金額及び現在額
- 3 主たる寄附金対象部局等
- 4 寄附金の目的及び条件

寄附の目的及び条件	変 更 前	変 更 後
目 的		
条 件		
変更理由		

- 5 その他（寄附者の意向の確認状況等）
- 

寄附金使途変更承認通知書

平成 年 月 日

上記の寄附金使途変更申請について承認する。

部 局 等 の 長 殿

国立大学法人岐阜大学長